

返金方法

既に納入した学生納付金は、以下の事由で校長が認めた場合、返還する。

(1) 入国前

出願書類提出後のキャンセルの場合、理由の如何に関わらず入学検定料は返金しない。

在留資格認定証明書が交付されたが、査証の申請を行わず来日しない場合理由の如何に関わらず入学検定料及び入学金は返金しない。授業料及びその他の費用は、在留資格認定証明書及び入学許可書と引き換え、当校職員が現地日本大使館で取得した査証の有無を確認したうえ、振込手数料を除いた全額を返金する。

現地日本大使館によって査証発給が拒否された場合入学検定料及び入学金は返金しない。授業料及びその他の費用は、当校職員が現地日本大使館において査証が発給されなかったことを確認したうえ、振込手数料を除いた全額を返金する。

現地日本大使館より査証発給後に入学をキャンセルした場合、理由の如何に関わらず入学検定料は返金しない。授業料及びその他の費用は、査証が未使用で失効が確認出来た後、入学許可書と引き換えのうえ、振込手数料を除いた全額を返金する。

(2) 入国後入学前

日本を出国し、在留カードが失効したことを学校が確認できた後、納入済の授業料について、キャンセル料として授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。

(3) 入学後

初年度の納付金は返金しない。

次年度の納付金は、日本を出国し、在留カードが失効したことを学校が確認できた後、出国日で開始していない学期の授業料について、納入済の授業料について、キャンセル料として授業料の20%並びに振込手数料を除いた金額を返金する。その他の費用は返金しない。